

広島県告示第六百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和四年八月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
岡崎医院	尾道市因島重井町二九三三番地	令和四年三月二〇日
長岡歯科医院	尾道市久保二丁目二五番七号	令和四年六月二四日
大信堂薬局	尾道市因島田熊町一〇九九番地	令和四年三月七日
重井薬局	尾道市因島重井町二九五三番地二	令和四年四月三〇日
宮崎歯科クリニック	庄原市西条町大佐七四八番地二	令和四年六月一三日
医療法人社団裕穂会 う歯科	東広島市八本松南二丁目二番八号	令和四年五月六日
医療法人河内歯科医院	東広島市河内町中河内七八二番地	令和四年四月二〇日
メロデイ薬局	東広島市高屋町桧山四四九番六号	令和四年六月三〇日
南海田病院	安芸郡海田町栄町二番地四二号	令和四年五月三一日
あかね薬局海田店	安芸郡海田町堀川町三番五号	令和四年四月三〇日
マツオ薬局本店	世羅郡世羅町大字本郷字音丸一〇二五番四号	令和三年一〇月三一日